

## 平成29年度版 不動産税額ハンドブック 正誤表

235頁の表について表内の「③の式」を訂正します。

[誤]

③負担水準が60%未満の場合

$$\text{平成29年度の課税標準額} = \text{平成28年度の課税標準額} + \text{平成28年度の評価額} \times 5\%$$

[正]

③負担水準が60%未満の場合

$$\text{平成29年度の課税標準額} = \text{平成28年度の課税標準額} + \text{平成29年度の評価額} \times 5\%$$